

平成28年 教育委員会第13回定例会 会議録

日 時 平成28年7月26日（火）

午後3時18分～午後5時03分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

(1) 平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施

(2) 千代田区立九段中等教育学校学則の改正

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 至大荘行事の視察

【子ども支援課】

(1) 私立保育所等の代替園庭等の状況

【子育て推進課、児童・家庭支援センター】

(1) 保育機能を備えた子育て支援施設の整備

【指導課】

(1) 学校生活アンケート結果の概要

(2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（平成28年6月）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（8月5日号、8月20日号）掲載事項

出席委員（4名）

教育委員長	中川 典子
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	金丸 精孝
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども部長	保科 彰吾
教育担当部長	小川 賢太郎
子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭

子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
指導課 統括指導主事	高橋 美香

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	飯島 容子

中川委員長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>ただいまから平成28年教育委員会第13回定例会を開会します。</p> <p>本日欠席はありません。</p> <p>今回の署名委員は金丸委員にお願いいたします。</p>
金丸委員	はい、わかりました。
中川委員長	<p>本日の議事日程はお配りしてあるとおりですが、第1、協議、指導課、平成29年度使用中等教育学校（後期課程）教科用図書採択及び（2）平成29年度使用特別支援学級用教科用図書採択は、千代田区立小中学校、中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱第8条に規定する審議の公正を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。</p> <p>賛成の方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">（賛成者挙手）</p>
中川委員長	<p>全員賛成につき非公開といたします。</p> <p>この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしく願います。</p>

## ◎日程第1 協議

### 子ども総務課

- （1）平成28年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施
- （2）千代田区立九段中等教育学校学則の改正

中川委員長

日程第1、協議に入ります。

平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施についてご説明いたします。

お手元の資料をごらんください。

こちらの点検・評価につきましては、地教行法に基づき毎年度実施しているものでございます。

1番の目的のところにつきましては、こちら、例年どおりでございますので、ご説明のほうは省略させていただきます。

2番の実施方法につきましても、毎年のとおりでございますので、こちらも説明は省略させていただきます。

3番、実施方針のところになります。対象の事務事業といたしましては、平成27年度の「主要施策の成果」に掲載されております事業を基本といたしまして、10事業程度を対象としたいというふうに考えてございます。評価に使用いたします点検・評価シートにつきましては、27年度の「主要施策の成果」の様式を準用して行いたいと思います。

スケジュールにつきましては、(3)のところに記載のとおりでございます。

なお、今回の点検・評価を行います有識者につきましては、26年度から28年度までの任期となっておりますので、昨年度と同様、明石先生以下、こちらに記載されている4名の先生方ということになります。

資料のほう、1枚おめくりいただきまして、次の資料をごらんいただきたいと思います。

先ほど、今回の点検・評価の対象事業といたしまして、主要施策の成果に記載がされております事業を基本として選定するというところをご説明申し上げました。こちらが平成27年度の主要施策の成果として掲載されている事業でございます。基本として、こちらのほうから本年度選択していきたいというふうに考えてございますが、委員の皆様から、その他、これに加えて今回の点検・評価の対象としたいという事業がございましたら、この後ご意見を伺いたいというふうに考えてございます。

なお、この表で、こちら全部を対象にするということではございませんので、前年度既に対象としたもの、あるいは前々年度対象としたものは原則として除外いたしまして、昨年度の事業として、特に重要と事務局のほうで考えておりますものを黄色の網かけで表示してございます。この黄色の網かけ部分が、事務局として今回対象としたらいかがということでご提案させていただいているものでございます。このほかにも対象として必要という事業がございましたら、委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

次に、こちらは、参考でございますが、昨年度の点検・評価事業の一覧ということになります。

ご説明は以上でございます。

本日は、本年度のこちらの対象事業につきまして、皆様のご意見をお伺いし、次回、この事業を決定したいというふうに考えてございます。

以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

よろしいでしょうか。10事業程度を対象にするといいますと、今これで、数を数えるときには、12事業が今候補として挙がっているというふうに読めばよろしいんですか。

子ども総務課長

一応そのように考えていただいて結構です。

中川委員長

ちょっと見る時間をいただきます。

いかがでしょうか。よろしいですか。もう少し時間を。

金丸委員

結構です。

中川委員長

よろしいですか。

この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

ちょっとよろしいですか。20番の「スペシャリスト連携講座」というのは、指導課のほうでどういうことを考えていらっしゃるのでしょうか。

指導課長

中学校が大学と連携をしながら講座を、放課後教室を含めた対応をしているということです。

具体的には、土曜日などに生徒を大学に連れて行って、講義を受けさせるというような内容のものでございます。

中川委員長

それは麴町、神田一中、両方ともやっっているのでしょうか。

指導課長

はい、そうです。

中川委員長

具体的に、もう少し、内容というのはどういうことなんでしょう。先生とか、スペシャリストがどういう科目をやっっているのか。

統括指導主事

興味関心のある子が実際、大学の専門の設備があるところに行って、実際理科の講義を受け、また、必要な実験等を行うというようなことで、興味を喚起するという内容でございました。

中川委員長

はい。

それと、あと、24番の「お茶の水小学校・幼稚園施設整備調査検討」というのは、これはこちらの施策の成果、対象というところで評価ができるものなんでしょうか。

小池課長。

子ども施設課長

27年度の事業の成果ということなものですから、調査検討業務という内容になりますので、現在検討中ですというような形での報告になります。テーマとしてはどうかということ事務局としては考えます。

以上です。

中川委員長

それから、27番の「代替園庭利用の公園・児童遊園の改修」というのは、これは支援課の担当ですか。

子ども支援課長      こちらについて、昨年度、区議会の第3回定例会のほうで補正予算を組ませていただいて、500万円という予算をいただいたうちの、実際に使用したのはたしかに約100万円程度なんですけども、西神田公園の砂場を拡張させていただいたと。この後、報告事項でちょっとご説明をしようと思っていたところでございますが。そうした中身について、さまざま、ちょっと、ご意見をいただければなといったところはございます。

中川委員長  
子ども支援課長      ほかの園に対してということですか。

子ども支援課長      27年度のものでございますので、27年度のほうの我々としての執行状況等々ご確認いただいた後、また、今後どういうふうに展開していくのかといったところについてのご議論といったところもいただければなとは思いますが。

中川委員長      私のほうではクエスチョンがそれだけあったんですが、ほかはいかがでしょうか。

古川委員。      古川委員。

古川委員      17番の「特別支援教室の環境整備」と、その下の「校内通級」についてなんですけど、すみません、教えてください。これは今年度各校に設置された特別支援教室の校内の通級とは別の、昨年度までの部分的な学校校内通級評価ということなんでしょうか、別々のもので。

     昨年度、環境整備をしていただいて、今年度から教室が使われるようになって、その環境整備の成果を見るというのはわかるんですけど、この校内通級に関してというのは、昨年度までの部分的な学校の校内通級を評価ということになりますか。

統括指導主事      九段小学校と麴町中学校にこの特別支援教室の先行実施ということで、早くから校内通級を立ち上げておりました。今年度から特別支援教室が始まったのですが、今年度も経過措置として、校内通級を今年度まで残しております。ですので、この校内通級というのは、特別支援教室につながるころの昨年度の校内通級のあり方はどうだったかというようなことでご議論いただくのかなと思います。

古川委員      わかりました。

中川委員長      教育長。

教育長      特別支援教育については、ことし28年度からかなり仕組みが変わる中で、27年度のこの事業を委員の方々に点検・評価していただいても、その結果が今後に生かせるような提言になるのかしら。昨年度のこの校内通級事業の点検・評価をしていただくということは、改善に向けての委員の方からの提言が生かされることが期待されるけれども。

統括指導主事      校内通級は、今、全校に始まっている特別支援教室と内容としては一緒です。校内に教室を設けて、そしてそこで取り出し授業をするという、そのことを去年までは校内通級という事業名で特別に呼んでおりましたが、東京都の制度ということで、今年度からは全て特別支援教室という名前と呼ばれるようになりました。ですので、仕組みとしては全く一緒でございます。

教 育 長      そもそもつながりはあっても、今年からは、千代田小と番町小を拠点として、そこから通級の先生が各校を巡回して指導する。その合い間は、各校に配置している指導員が教えるという形になっていて、27年度と28年度は、やり方の仕組みは大きく変わっている中で、27年度の事業を評価していただくことが、28年度以降の事業の改善に結びつくのかどうか。例えば、28年度に事業を開始してみて、その成果を来年度点検していただくというのならわかるけれども、そもそも27年度と28年度の事業の仕組みがかなり変わってしまっている中で、評価・点検事業として適切なのかどうか。

統括指導主事      はい。教育長のご指摘のとおり、この28年度、まず初年度の特別支援学級をやって、そこでご意見をいただいてという方法の方がすぐに改善に結びつく、よい方法であろうと思います。ただ、校内で通ってくるその中の仕組みづくりというものは、今年度の特別支援教室には生かされておりますので、そういったことも1つの方法ではあるだろうとは思いますが。

教 育 長      それでは、この課題については、改めて精査させていただきたいと思いません。

中川委員長      それは今日ということですか。

教 育 長      いえ、今日のご意見としていただいておいて、それと、整理させていただいた上で、次回の教育委員会の際に改めてご報告し、ご確認いただきたいと思えます。

中川委員長      金丸委員。

金 丸 委 員      20番の「特色ある教育活動」というのは、中学校のそれぞれの中学校が打ち出している方針が違うことを前提としたものだというふうに理解すればよろしいんですか。

中川委員長      これは各小学校も含めてということですね

金 丸 委 員      小学校もあるんですか。

統括指導主事      はい。

金 丸 委 員      それから、「部活動の推進」というのは、何か特別な、今までと違うようなことを27年度はやられたということなんでしょうか。

統括指導主事      いえ、これについても、ずっとある事業名でして、さまざま、学校長の経営方針のもと、予算をつけているところは「特色ある教育活動」とほとんど同じような趣旨ではございますが、特に部活動といったところに指導員をつけるとか、そういったところで予算化したものでございます。

中川委員長      古川委員。

古 川 委 員      さっきの「特別支援教室の環境整備」に関するところなんですけれども、では、校内通級の形が、去年の形がことしに生かされているから、ことしを評価して、そして、例えばまた、来年特別支援教室が動き出したものについて評価するという形もあるんでしょうか。というのは、学校を回っているときに、拠点校から各学校に指導される方が回っていますよね。それで、スケジュールを合わせるのがとても大変だというお話を聞いたので、実働がどうだったかというのをやはり知りたいところでした。

中川委員長 ほかはいかがでしょうか。

子育て推進課長 この中で、やっぱり「保育所等指導・監査」というのは、保育所が大分ふえていますから、この辺は一度点検していただいたほうがいいのかなというふうに思いますね。

中川委員長 今、委員長ご指摘のように、実績的には、一カ所、東京都と一緒に指導・監査をしたんですけれども、子ども支援法の施行後2年たってございますので、教育委員会として、これからよりよくしていくために、さまざまなご意見、提案、評価が出るかと思しますので、それについてはご指摘していただければと考えてございます。

子ども支援課長 それと同様に、4番もやっぱり公立・私立の連携というのは今後も大事になりますね。

中川委員長 こちらについても、さまざまな形で、現在、公立園と私立園、連携のほうを強化しております。そういったところもまた、いろいろご指摘をいただければなどは思っております。

子ども総務課長 やっぱりこれも新しい試みですから。この星印がついているのは、幾つかありますけど、もういいのかなと思うものもあります。20に星がついていますが、きょうの段階である程度絞ったほうがよろしいのでしょうか。

中川委員長 本日、皆様のご意見をお伺いいたしまして、その意見をもとに、もう一度事務局のほうで案を作成させていただいて、次回提出させていただきたいと思っております。

中川委員長 そうですか。はい。

子ども総務課長 この星印は、これは教育の関連の事業という意味でございまして。この点検・評価が地教行法に基づく点検・評価でございまして、やはり教育というものを一定程度、教育関係の事業を入れるということで、目印になるようにつけているものでございまして、これは今回対象としているという意味ではございません。

中川委員長 はい。

中川委員長 何か、いかがですか。

金丸委員 金丸委員。

金丸委員 質問ですけども、6番の「放課後子ども教室」というのは、例えば麴町小学校でやっているような、授業後の特別授業とは違うんですね。担当が児童・家庭支援センターになっているということは。

児童・家庭支援センター所長 小学校の中だけなんですけれども、放課後子ども教室ということで、遊び、学び、または体験というような活動をしております。

金丸委員 それは小学校自体が担当しているわけじゃなくて、児童・家庭支援センターから人を派遣して、そこでやっている、こういうことなんでしょうか。

児童・家庭支援センター所長 委託しております、学びは、神田の外語アソシエイツというところに委託しております、遊びは、各小学校のアフタースクールを担当している事業者さんに委託しております。

教 育 長 ちょっと補足しますと、学童クラブ事業は、所管の省庁で言えば、厚生労働

働省で、もともと千代田区では児童館でやっていたり、学校内でやっていたりしていました。要するに小学校に上がってからの学校の課外の時間、保護者が就労していたりして、子どもたちの面倒を見られない場合に、遊びや生活の場を提供するという形で設定された事業です。

一方、放課後子ども教室事業は、文部科学省の所管で、親の就労に関わりなく全児童を対象に、学校という場を放課後の居場所にして利用し、さまざまにメニュー立てして、子どもたちに体験なり学びの機会を設けるという事業です。

全国的に放課後子ども教室と学校内学童クラブをある程度オーバーラップさせながら運営していくという流れになっています。自治体によっては、学童クラブをなくしてしまって、全児童対象の放課後子ども教室だけで運営しているようなところもあります。

千代田区の場合には、児童・家庭支援センターが放課後子ども教室と学校内学童クラブを受け持って、相互の連携を図る中で、効果的に運営しているという実態です。

金丸委員  
中川委員長

ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

麹町保育園の園舎整備というのは、ことしできたばかりですから、やっぱり一度やっていただいたほうが良いような気がします。

子ども支援課長

28年度で完成をしておりますので、今回は27年度の決算のものになりますので、もう一年度というふうには思います。

中川委員長

わかりました。失礼しました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

教育長もよろしいですか。

(なし)

中川委員長

それでは、今出た意見を参考に、よろしく願いいたします。

では、次へ行きたいと思います。

次に、千代田区立九段中等教育学校学則の改正について、子ども総務課長より説明をお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、千代田区立九段中等教育学校学則の改正についてご説明いたします。

資料のほうをごらんください。資料は新旧対照表になります。

こちらにつきましては、昨年度の至大荘行事をめぐるさまざまな出来事、こちらの反省を踏まえまして、九段中等教育学校学則における懲戒の規定、これに、退学等の重大な処分を行う場合には、学校経営評議会の意見を聞いた上で行わなければならないという規定を加え、懲戒行為を決定する際の慎重な手続を定めるものでございます。

また、あわせて、5項といたしまして、懲戒を行うに当たりましての基準を教育委員会として定め、それに従いまして学校のほうでさらに手続を定めるといふ、そういった形をとりたいというふうにご考えてございます。

本日、資料をもう1枚おつけしてございます。こちらは参考でございます。先ほどの学則の改正に伴いまして、教育委員会として定める懲戒処分の基準の案を本日お示してございます。こちらの案につきましては、本年の5月に至大荘行事についての第三者委員会のほうから出されました最終提言、そちらにございました問題行動等に関する基準の案、それをベースといたしまして、事務局のほうでさらに内部で検討いたしまして、このような内容とさせていただきます。

原則といたしまして、懲戒処分は、特別指導の範疇を超えた場合に限りで行うということで、懲戒処分を行う場合には、必ず特別指導を含めた指導を十分に行った上で行わなければならないという、そういった形にしております。特別指導ではもう、対応ができないという判断をした場合に限り懲戒処分を行う、その場合の懲戒処分の基準というのがこちらということになってございます。

ご説明につきましては、以上でございます。

中川委員長

これに関しましてご意見、ご質問は。

金丸委員。

金丸委員

この新旧対照表で、すみません、私が誤解しているのかもしれないんですけども、もともと全く同じ条文にはなっているのですが、28条の2項で、「懲戒は、前期課程においては退学、訓告その他」というふうに書いてありますよね。前期課程は、退学はなくて、これは停学の間違いじゃないんですか。

子ども総務課長

中等教育学校におきましては、退学と訓告ということになっておりまして、停学はございません。

金丸委員

前期でですか。

子ども総務課長

前期、はい。

金丸委員

余りにも2つの処分の差が大きいもんだから、一般的ではないですよ。

子ども総務課長

中等教育学校におきましては、中等教育学校で退学事由に該当してやむを得ず退学するという場合には、在来の中学校のほうに入学するという、そういった形になります。

金丸委員

いや、もちろんそうなんですけども、要するに学校側が退学を言い渡すということは、前期でもあるという前提なんですか、これは。

子ども総務課長

こちらは法律の規定どおりのものでございますので、区の規則で変更することがちょっとできないものになってございます。

中川委員長

中等教育学校というものはそういうものだけのことですね。

金丸委員

よろしいでしょうか。問題行動等に関する処分等の基準の中で、私自身としては疑問に思っているのは、この2項、「懲戒処分を行うことができるのは、特別指導の範疇を超えた場合に限り」というのはよくわかるんですが、その後の「学校は問題行動を起こした生徒に対して、特別指導を行い、最後まで指導しなければならない」ということは、懲戒処分をする前にこれをやるということですよ。これって一種の二重処罰の問題になるんです。まさ

に。

子ども総務課長

これにつきましては、特別指導と懲戒処分を並列して考えるという考え方ではなく、特別指導はあくまでも指導であって、どうしても指導では指導し切れない、指導の効果が無いという、その指導の先にあるのが処分という考え方でございますので、1つの行為について二重に処罰するとかそういうことではないというふうに考えてございます。

金丸委員

なぜそういうことを聞くかという、特別指導の範疇を超えるというのは、例えば無差別殺人を犯したというようなときに、それでも指導をして、指導の範疇を超えるか超えないかということを確保しないと、退学の手続がとれないということになるだろうと。それはちょっと、常識的な考え方からすると、違うんじゃないか。要するに、範疇を超えるというのは、そもそも特別指導も対象にはならないんだということが前提になっているように僕には思えるんですけどね。

子ども総務課長

こちらの記載の趣旨といたしまして、特別指導の範疇を超えたということに2つの意味があるというふうに考えてございます。

1つは、特別指導を含めた指導を尽くしたにもかかわらず、もうそれでは効果が得られない、そういった状況になったという場合が範疇を超えたという1つのケースと考えます。

もう一つは、今、委員からご指摘があったような、その行為自体を取り上げて、これは既に特別指導を含めた指導ではもうどうにもならないということが、その行為自体から明らかであるという、そういった場合には特別指導はせずにもう、いきなり懲戒処分ということもあり得るという、そういった2つの意味を考えているところでございます。

金丸委員

そうであるとする、こういうふうにつきの文章で書いてしまうと、そうではなくて、必ずまずは特別指導をしなきゃいけないんだと。この言葉というのはどういうことを意味するかという、特別指導をした結果によって、処分をするかどうかを決めるという、そういうふうに一般的には読むんですね。どうもそれ自身が、だから、二重処罰じゃないかというふうに申し上げるのと同じように、例えば停学とか、それから訓告をするときにはあわせて特別指導をしなければならぬ。特別指導は十分にやらなきゃいけないんだというのはわかるんですけども、どうも何かすっきり来ないなという感じが私自身はしております。それは私の意見なんですけれども。

もう一つ余分なことを申し上げますと、2枚目の(2)と(3)の間に、今度の学則の改正を受けて、学校経営評議会の意見を聞かなければならないというのをいれておかないとまずいんじゃないでしょうか。

中川委員長

はい、子ども総務課長。

子ども総務課長

今、金丸委員からご指摘がありました、まず第1点につきましては、もう少しちょっと、表現を考えてわかりやすくしたいなというふうに考えます。

それから、第2点につきましては、ご指摘のとおり、今回新たに学校経営評議会の意見を聞くという手続を入れましたので、そちらのほうの記載を入

れるような形にしたいと思います。

金丸委員

もう1点だけ。今度は(3)の通告のところなんですけれども、「懲戒処分を決定した場合には、速やかに、その内容の通告を行い、生徒及び保護者に弁明及び意見表明の機会を付与しなければならない」となっていますが、通常の処分手続の中では、処分をする前に弁明権を与えて、そして、意見表明の権限も与える。それを受けた上で、処分をどうするかということを決めるというのが一般的だと思うんですけどもね。その前にももちろん事情聴取が必要ですし、それから、親同席の上で、親権者同席の上で確認もしなきゃいけないという形で、かつ弁明権がその場では関係なくて、処分を決めて通告した上で弁明権って、何かちょっと流れとして違和感を感じる次第です。

中川委員長

子ども総務課長。

子ども総務課長

すみません。ちょっと、ここ、言葉が足りなかったかもしれませんが、3番の通告のところは、「懲戒処分を決定した」という表現ですが、正確には、(2)の懲戒処分案の作成及び決定を受けていますので、懲戒処分の案を決定した場合にはというような意味合いで、この段階ではまだ、懲戒処分自体は決定していないというような、そういう趣旨で作成させていただきましたが、ここはもうちょっと、わかりにくいところですので、また表現等を改めて、わかりやすくしたいと思います。

金丸委員

そこはお願いしたいと思います。例えば(2)のところを見ても、「特に留意すべき事項」というところで、①で、「校長は、懲戒処分を行うに当たっては、特別指導を含む指導を尽くさなければならない」なんていう文章が書いてありますよね。これを読んでいくと、実は案のところから決定まで、ここで書いてあるように読まれちゃう可能性があると思います。

あと、もう一つ質問なんですけれども、先ほどは法の定めに従って退学になっているということのようですけれども、そうすると、退学、訓告ということになると、前期では、停学も謹慎もできないということになるのでしょうか。

子ども総務課長

前期課程につきましては、停学という処分はございません。それから、謹慎ではなくて、一定程度問題行動がひどい場合には、出席停止とかそういう扱いになるということです。

金丸委員

出席停止だと、それは処分ではないという理屈を通すんですか。

指導課長

処分ではないです。他の生徒に危険を及ぼす場合は、校長が教育委員会に確認をした上で、出席停止を保護者に命ずることができるというような……

金丸委員

それは他の生徒に危害を加えるような場合ですよ。

指導課長

はい。

金丸委員

そうでなければ、そういうことはできないということになるんですね。

指導課長

基本的にそうですね。

中川委員長

もう少し整理したほうがよろしいですか。

金丸委員

そうならそう受けとめるしかないんですけども、何となく世間的な感覚か

らすると、ちょっと違和感がないわけじゃないですよ。

中川委員長 これは中等教育学校に関する法規によってこういうふうにおつくりになったわけですよ。

子ども総務課長 この前期課程における処分が訓告と退学だというのは、これは学校教育法のほうに規定されているものでございます。

中川委員長 そうですか。

金丸委員 後期課程に停学が入るのも学校教育法に……

子ども総務課長 同じです、はい。

中川委員長 あと、1つ、私が気になったのは、この改正の新と旧の表なんですけども、そこに、3の(2)に、「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」というのが入っているんですけども、これは学力劣等で、そういう場合に退学させてもいいもんなんじゃないでしょうか。

子ども総務課長 こちらのほうも学校教育法の施行規則の規定そのままということになりますが、中等教育学校の場合は、適性試験を実施しまして、学校でやっていける者を選んだ上でやっておりますので、中等教育学校の中ではもう、これ以上授業についていけなくて、本人のためとして在来の学校のほうが良いということであれば、そういった場合には退学もやむを得ない場合があるという趣旨で、学校教育法の施行規則のほうはつくられているというふうに認識してございます。

中川委員長 そうすると、中等教育学校というのは、学力が一定以上ある者ということを前提にしているということになるわけですね。

子ども総務課長 そうのことだと思います。

中川委員長 そうなんですか。

そうすると、金丸委員、これは、何かもう少し直してほしいというところがありますか。

金丸委員 少なくとも処分等の基準については、もう少しわかりやすく書いていただいたほうが、学校側、現場でも判断を迷わなくていいような気はしますね。

教育長 本日は協議ですので、今いただいたご意見を踏まえて、お示しした案については、必要な訂正を加えた上で、次回改めて協議をさせていただいて、決定するというような対応をとらせていただきたいと思います。

ただ、こういった規則を整備するという自体は、第三者委員会から提言されていることですので、粛々とやっていきたいというふうに思います。

中川委員長 はい、わかりました。

よろしいですか、それで。

金丸委員 あと、もう1点だけ。余分なことですけども、この先ほどの学則の28条3項の(1)、(2)、(3)、(4)と4つありますよね。これのそれぞれが特別指導の対象なのかどうかということはもう一度チェックしていただく必要があると思うんですね。要するに、例えば1項で、性行不良で改善の見込みがないと認められる者については、そういうふうに認められる者であっても、特別指導しなきゃいけないのかどうか。同じように、学力劣等で成

業の見込みがないと認められる者に対しても特別指導をしなきゃいけないのかという形で、個々にチェックしていただいたほうがよろしいんじゃないかと思います。その結果、同じものになるかもしれないけれども。

正直な話、(2)の学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者あたりですと、特別指導の問題じゃないだろうと思うんですね。正直な話。

中川委員長  
金丸委員

特別指導ではないですね。

はい。(1)も実は同じ問題で、(4)で全部処理してしまうならばいいんですけども、性行不良で改善の見込みがないと認められる者となっちゃうと、指導の問題じゃないだろうと。それが(4)の場合には、本分に反したのだから、また指導の余地があるというふうには思えるんですけどね。

中川委員長  
子ども総務課長

そうですね。でも、これはやっぱり法律ということになるわけですね。

これも、先ほど申し上げたとおり、学校教育法の施行規則に記載されている条文そのままということなんですが。特別指導を含めて、さまざまな指導を尽くしたにもかかわらず改善の見込みがないということであれば、それは退学もやむを得ないという、そういった意味でございまして、2項につきましても同様ということになります。3項につきましても、長期間にわたって理由なく学校に出てこなくて、今後も出席できる見込みがない、具体的に言えば行方不明になってしまったような、そういったことを想定してのことということになります。

金丸委員

私は、この学則がどうこうとっているわけではなくて、「特別指導」という言葉を使う以上は、学則のこれに対してはどういうことをやるんだということがわかるようにしておいてあげないと、学校現場としては困るんじゃないでしょうかと申し上げているんです。

統括指導主事

基本的には、学校、特に高校の、義務教育を終わった段階においては、全体の流れとしては、できるだけ指導を行って、学校に、通常の指導に戻すという、先ほど言いました特別指導を行っていくということが中心となっております。ですので、その線引きというのが個々のケースですので、今ここで明確にもちろんできたらそれが一番よいのですが、この全体のつくりとしては、まずは特別指導を中心として行い、けれども、改善の見込みがないというときについては、こちらのほうにのっとったこの文言において懲戒処分を行っていくというスタンスであるということを理解しております。

実は、この文言をいろいろ定めていくに当たって、学校側とも大変協議をしたのですが、さまざまなケースが想定されるので、これを明確にするのが、何度も何度も協議したのですが、大変難しい状況があるということで、やはりこの流れとしても、できるだけスタンスを示しておくということで、あとは別表のように、大体のものということで、こちらとしての思いを示しておいて、あとはやはり個々に一つ一つを丁寧に対応していくということに尽きるのではないかなと、現段階ではそのように思っております。

教 育 長

これをつくったことによる学校側の受けとめ方がかなりわかりにくかったり、裁量があり過ぎて対応しにくかったりするということは問題だと思

ますが、基本的に、ここで言っているのは、1つは、退学処分は懲戒処分の中でも非常に重い処分であるので、それをするに当たっては、学校経営評議会の意見を聞くという手続を4項で定めたこと。それから、その前に学校でやることとして、学業不振にしる性行不良にしる、とにかく特別指導をまず尽くすということを経営委員会が定める基準の中で定めておこうということ。この(1)とか(2)で特別指導をするのは、学校として対応が難しいので、そこは、(4)と切り分けたほうがいいのではないかというのが、金丸委員のご意見だと思います。そういうふうにするのがいいか、やっぱり特別指導ということを経営委員会に含めて、事項としては残しておくのがいいのかは、改めてちょっと考えさせていただきたいと思えます。

金丸委員

よろしいでしょうか。もう一つは、これ、私の感覚、感覚だから、それを、正しいということをお願いしているわけじゃないんですけども、どうもイメージとして、「特別指導」という言葉はほとんど使わずに、こういうことが起きないように、学校としては十分な指導を尽くさなければならないというのは最初にあって、それから後の話なんじゃないかという気がするんですよね。要するに、物事が起きてからどうこうじゃなくて、起きる前に十分な指導を尽くさなければいけないという大前提があって、その後の問題じゃないかというふうに思うんですよ、これ自身は。

統括指導主事

日常の指導の中で、こういったことが起こらないように指導しておくのは本当におっしゃるとおり大原則だというふうに思いますが、実際に起きた場合、実際学校現場で行われているものとして、通常の学校生活に戻していくということを目的とした、懲戒ではない特別指導というものが実際に行われているという現実があり、その特別指導を尽くしたけれども、やはり範疇を、先ほどご説明があったように、超えてしまった場合には、法に定められた懲戒という手続に進んでいかなくてはならないという、そちらがありますので、事前の指導とちょっと区切って、こちらは、起きてしまった後は特別指導と、そして懲戒というこの2つがあるということで、こちらはお示しをしているのかなというふうに受けとめております。

金丸委員

趣旨がわからないわけじゃないんです。それなりに理解しているつもりなんですけれども、ただ、私のイメージとしては、言葉を幾ら変えたところで、特別指導というのはやっぱり一種の処分に近いもの、多分処分じゃないというふうにおっしゃるんでしょうけども、処分に近いものであって、そうすると、そういうものをおいてから退学というパターンってどうも何かすっきりしないんですよね。要するに、さっき言ったように、例えば停学だと、でも、停学のときに特別指導もつけなきゃいけないんだというのはわかるんですよ、もとへ戻るための指導ですのでね。でも、特別指導をした上で、やっぱり退学よというのが何かすっきりしないんですよ、私の個人的な感覚では。

教育担当部長

今回、第三者委員会でも大いに指摘を受けた部分がまさにそこでして、学

校でやることも尽くして、あらゆることをやり尽くして、それでも改善の見込みがないとか、それでもやむを得ない場合には退学という最終手段を使いなさいという、そういう提言を我々は受けているわけなんですよ。なので、今回のこの件についても、指導というものも含めていろんなことをやり尽くして、でもだめだったからもう、最終手段だ、退学だと、そういう流れになるのが望ましいという指摘も受けて、我々もそのような理解の上で、今回このような形に改めるものだというふうに私としてはちょっと理解しているところでございます。

金丸委員 これは意見の相違ですのですね、そここのところは第三者委員会の考え方って、ちょっとやっぱり現実離れしているなど正直に思います。それは、要するに十分な指導をしなきゃいけないということを指摘しているわけじゃないでしょ。それはしなきゃいけないんだけど、退学との関係では、十分な指導をしました、指導では、どうにもなりません、だから退学ですというのは、どうも要するにそれだけの時間、苦痛を生徒に与え続けるわけですよ、ある意味で。結果としてはね。

教育担当部長 あと、1つは、今回そういったことも何もやらないでいきなり退学処分をしてしまったということに対しての反省という意味も、これ、当然あるなど思っております。

金丸委員 それはよくわかります。

でも、私の立場、考え方からすれば、実は事前の指導が不十分だったんじゃないかという気持ちがあるんですね。従前そういうことが起きないように十分な指導があったにもかかわらずというところはやっぱり必要だったんだろうというふうに思っているんですね。それで、さっき申し上げた大前提があるでしょというような話なんですよ。もちろんこの規則には書けないでしょうから、しょうがないんですけども。

指導課長 私は、中学校籍なのですが、義務教育には「特別指導」という言葉はないんです。強いて挙げるなら、「生活指導」に当たると思います。特別指導は懲戒を前提にされるというものではないような気がします。例えば万引きした生徒に対しても特別指導というのはいり得ると思います。それで、今後やらなくなればよいわけです。今回と同じようなレベルでも、特別指導をやった後、更生をして、しっかり学校生活が送れるという生徒もいるわけですよ。ですから、特別指導が端からもう、この子にはやっても無駄だろうという生徒だけにされるのではなくて、特別指導によって前向きに学校生活を送ろうとする生徒もいる、と思いますので、この特別指導が、高校においてどのような意味で、どのような内容で行われているかというところを確認した上で、考えていきたいと思っております。

中川委員長 国の法律と整合をとっておつくりになったんだと思うんですけども、ちょっと、そのあたりでもう一回考えていただいて。

金丸委員 いずれにしても、さっき言った、学校評議会のところはやっぱり入れなきゃいけないですね。ご検討ください。

子ども総務課長 | はい。  
中川委員長 | ということで、よろしいですか。  
 | (了 承)  
中川委員長 | では、この件は終わりにして。

## ◎日程第2 報告

### 子ども総務課

#### (1) 至大荘行事の視察

### 子ども支援課

#### (1) 私立保育所等の代替園庭等の状況

### 子育て推進課、児童・家庭支援センター

#### (1) 保育機能を備えた子育て支援施設の整備

### 指導課

#### (1) 学校生活アンケート結果の概要

#### (2) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（平成28年6月）

中川委員長 | 次に、報告に入ります。  
子ども総務課長 | 初めに、子ども総務課長より報告をお願いいたします。  
子ども総務課長 | それでは、子ども総務課からの報告事項、至大荘行事の視察についてでございます。  
 | 資料のほうをごらんください。  
 | 視察は、平成28年7月27日に実施したいと考えてございます。  
 | 集合時間は8時25分となっておりますので、よろしくをお願いいたします。  
 | 集合場所は区役所の前の目白通り沿いのところに事務局の職員がおりますので、そちらのほうへ来ていただければと思います。  
 | それから、6の日程のところをごらんいただきたいと思います。今回こちらの先方の九段中等の至大荘行事の、そちらの実施状況との関係で、日程のほうが少し短くなってございまして、午前中、11時ごろの到着を予定しておりますが、その後、遠泳視察と施設視察をした後に、12時半ごろに子どもたちの食事が始まりますが、始まってしばらくしたら出発というようなことを考えてございます。今回、当初は昼食を子どもたちと一緒に同じものということで予定してございましたが、こちらのほう、視察の人数が少しふえている関係で、一緒に食事をとれる場所がちょっとご用意できませんで、学校側の負担等を考えまして、今回は食事の視察はなしということにさせていただきましたので、ご容赦いただきたいと思います。  
 | 7番のその他の2番目でございますが、視察は砂浜からということになりますので、帽子、ビーチサンダル、タオル等のご用意をお願いいたします。  
 | それから、最後のところでございますが、今回の視察は、学校経営評議会との合同の視察ということにさせていただきたいと思っております。それぞれのご立場もありますので、別々のほうが良いというお考えもあるかと思っております

が、至大荘行事の日程が限られている中で、2回視察に行くとなると、学校側の負担もちょっと増してしまいますので、視察につきましては一緒にということをお願いしたいというふうに考えてございます。

ご説明は以上です。

中川委員長

この件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。  
よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

視察の内容ですけれども、遠泳視察というのは、子どもたちが海からあがってくるまでを見るという、そういうことなんでしょうか。

子ども総務課長

そうでございます。加えますと、今回のこの遠泳は、本番ではなくて、練習ということになりますので、あらかじめご承知ください。

金丸委員

もう1点、その後に施設視察とありますけれども、そうすると、我々は、食事の状況を見ることは事実上できないということになるんでしょうか。

子ども総務課長

食事が始まって、これは12時40分の出発になっていますが、食事が始まるのが12時半でございますので、少し様子を見ていただいて、40分を多少過ぎてしまっても構いませんので、見ていただくことは可能というふうに考えてございます。

中川委員長

わかりました。

人数が多くなることもあるんですが、学校のほうが負担になるからということでこういう形になるというのは、私たちとしてはもう少しきちんと見ていたいなというところがありまして、今回は残念だなというふうに思います。

ほかはよろしいでしょうか。

(なし)

中川委員長

では、次をお願いいたします。

次に、子ども支援課長より報告をお願いいたします。

子ども支援課長

それでは、私立保育所等の代替園庭の状況ということで、現在の各保育園のほうを利用しております公園・児童遊園の整備に関する現在の取組状況について、こちらと、あと、もう一つの資料のほうでご説明のほうをさせていただければと思っております。

こちらの表につきましては、17個のそれぞれ公園・児童遊園のほうを書かせていただいております。真ん中、ちょっと左側ぐらいのところに、「主な利用保育施設」ということで、各保育園のほうを記載させていただいております。

また、「喫煙所の状況」ということで、7カ所、それぞれ喫煙所をもうけさせていただいているという状況がございます。

また、今年度の対応でございますが、1から3番までにつきましては、主に国有地ということで、かなり大きなところでございますので、こちら、現在支援課のほうに4人おります公園安全利用指導員による見守りをしているところでございます。

また、4番の東郷元帥記念公園につきましては、こちらも見守りのほうを行っているところでございますが、こちらの喫煙所の状況のところちょっと書かせていただいておりますが、公園改修整備検討協議会のほう、地域の方々、またこの公園の近くの保育園の園長などが参加しながら、実施計画のほうを現在詰めておりまして、29年度、30年度にかけて整備工事を行う予定でございます。

5番以降が、我々のほうで具体的な取り組みをしていくという予定でございますが、5番の五番町児童遊園でございますが、現在、看板を設置済み、これは、以降の看板の設置済みというのは、子どもがいる時間帯につきましては喫煙についてご遠慮くださいという形の看板を設置済みでございます。こちらについては時間帯禁煙の注意喚起ということで、指導員によって注意喚起のほうを現在行っているところでございます。

その下、外濠公園も同様でございます。

7番の西神田公園でございますが、こちらは、先ほど少しお話しさせていただいたとおり、27年度の補正予算で、砂場の拡張のほうを整備済みでございます。また、時間帯禁煙のほうにつきまして、こちらを8月から3カ月程度、試行ということで実施のほうをさせていただきたいと思っております。また、7月中に地元町会へ、そちらの開始について、説明のほうは、これはもう、実際に説明済みでございます。また、その時間帯禁煙を開始することによりまして、指導員による見守りは、基本的には10時から12時の午前中の2時間の時間帯の中で、指導員が、もし公園内で子どもが遊んでいる時間帯に喫煙されている方については、ご遠慮のほうをお願いしますという形で声かけのほうをしていく形になります。

また8番の神田児童公園につきましても、こちら看板の設置済みでございますので、また、時間帯禁煙の注意喚起や、また、遊具の改修検討、地盤の改良検討ということで、こちらの地盤についてはちょっと、雨が降ったときにぬかるんでしまう状況が続きますので、道路公園課と協議をしながら、地盤の改良をできればなというふうを考えてございます。

9番の内神田尾島公園につきましては、こちらは遊具が老朽化しているといったところの状況がございますので、こういったものに交換するかという検討を今年度はやっていきたいなと思っております。

10番、宮本公園でございますが、こちら、神田明神のそばにある公園でございますが、少し坂みたいところがございまして、その坂におりたときの下の受け皿になるような広場がちょっと狭く、通路というか階段通路のほうに飛び出す可能性があるため、その飛び出し防・止用の柵の設置の検討をしていきたいと考えております。

和泉公園につきましては、現在屋外喫煙所がありますので、公園内での時間帯禁煙の注意喚起のほうを行っていきたいと思います。

12番の美倉橋東児童遊園でございますが、こちらについては、全面改修を予定しておりまして、現在地元の町会の方々とどういう形にするのかという

ものについて協議をさせていただいております、9月までには設計委託のほうを終え、10月から約4カ月かけて改修工事を行いたいと考えております。

13番から17番につきましては、来年度以降の対応ということで考えてございます。

それと、もう一つの資料でございます。こちらにつきましては、現在の私立の認可保育所、また認証・認可外保育施設の代替園庭・水遊び場の一覧ということで、それぞれの施設で活動場所が少し、やはり地域が違いますので、さまざまな公園、また水遊び場を利用している状況ということになります。

裏面については、認証保育園という形で、主にさまざまな公園を利用させていただいて、それぞれ各園の歳児別のお子さんたちが遊ぶ場所を分けたりとかという形で行っているところでございます。

それと、あと、特徴的なのが、今回認可保育所、認証もそうですが、例えば表の中の認可保育所のアスク二番町保育園、一番上のところでございますが、いきいきプラザのカスケードホールや、あと、麴町中学の屋上庭園・武道場、そういったところも活動場所として開放させていただいているところでございます。

また、こうした活動のときには、私立園で連携をしながら、それぞれ遊んでいただくといったところの状況や、特に麴町中学校の屋上庭園ですと、結構かみきり虫がいたりとかして、そういったものを見つけて子どもたちが非常に喜んで、そのときはポピンズさんのお子さんたちだったそうですが、園に戻っても、ひとしきりいろいろ興奮した声を上げていらっしゃったという形で、ポピンズの保育士さんのほうからは聞いているところでございます。

それ以外に、あと、区立の保育園のプールの貸し出しといったところも、公立園のほうの貸し出し、また、先ほど申し上げた中学校の屋上だったりといったところ、神田一橋中学校につきましても、ほpperランド西神田のほうを利用していたり、かなり大きい屋上校庭でございますので、秋口になると、運動会の練習場所としても利用させていただいているというふうに聞いてございます。

そうした形で、各私立の保育園につきまして、さまざまな形で公立の施設の貸し出しのほうを行っている状況というところでございます。

説明は以上です。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

子どもたちがいろいろな公園を使えるようになって、とてもいいんじゃないかと思えます。この中に、イギリス大使館なんていうのが出てきますけど、これは大使館が貸してくださるんですか。ポピンズナーサリー。

子ども支援課長

イギリス大使館はポピンズさんですね。ポピンズさんのほうがイギリス大使館のほうに直接交渉されたんだと思うんですが、英語の勉強も園の中でや

られているので、多分園のほうにももしかしたら保護者の方でイギリス大使館の方がいらっしゃったのかなというふうにも思いますが、そういうつてを使って、さまざまな活動先を、手ぐすね引いて、どんなことでももう、使わせていただければどうかという形の交渉をされているというのは聞いておりますので、そういうことでやられているんだと思います。

中川委員長 いろいろとそういう形でほかもできればいいですね。カスケードホールなんかも使えるようになっていいですね。

子ども支援課長 はい。カスケードホールも昨年改修工事のほうを、特に子どもたちがかなりジャンプとかをすると、下の床面を傷つけてしまう可能性があるので、その床面がそれぐらいでは傷つかないようにという形で工事のほうをしていただきまして、区の保健福祉部のほうでそうした対応をしていただきまして、それから活動場所として使わせていただいております。

やっぱり子どもたち、ビルの中で日常を過ごしておりますので、屋内でそういう場所を使って、思いっきりジャンプをしたりする機会がなかなかないということで、こちら子どもたちには非常に人気がある場所でございます。

中川委員長 いろいろとありがとうございます。

いかがですか。

金丸委員。

金丸委員 時間帯禁煙の注意喚起ということですけど、これは道路ではないから、罰金をとるわけにはいかないんですね。

子ども支援課長 もちろんでございます。公園内でございますので、我々とする、あくまでも子どもがいる時間ですので、禁煙についてはご遠慮くださいという形でうちの指導員がお願いをしに参る状況でございます。

中川委員長 これ、東郷元帥記念公園なんかは、灰皿設置／公園改修整備検討協議会開催中とありますが、灰皿はやっぱりつけないとだめなんですか。

子ども支援課長 現在灰皿がたしか下段のほうに置かれているかと思えます。たしか中段にもあったとは思いますが、子どもたちが遊ぶ場所といったところもありまして、下段のほうだけになったといったところ、これはあくまでも現在の段階のものでございます。また、改修後につきまして、この検討協議会の中で、どの辺にどうするかといったところは現在協議中というふうに聞いてございます。

中川委員長 はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(なし)

中川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

次に、子育て推進課長より報告をお願いいたします。

子育て推進課長 それでは、お手元の資料の保育機能を備えた子育て支援施設についてご報告申し上げます。

ことし平成28年1月に公募しまして、2月に決まった案件でございます。

5月30日に新園舎に移転、開園しました麴町保育園の、以前使っていた三番町にあります麴町保育園の仮園舎を使用して、10月1日に開設を予定してございます。

施設の概要は、旧の麴町保育園の仮園舎、鉄骨づくりの2階でございます。

2番として、事業内容です。(1)地域型保育事業、0歳から2歳まで、定員は10名で、利用日は月曜日から金曜日の9時から午後5時、0歳につきましては生後10カ月を予定してございます。

(2)地域子育て支援事業、こちらが千代田区でこの5事業をまとめてやるのは区でも初めてのことになります。現在提案して決定をいたしました3番の運営事業者、特定非営利活動法人あい・ぼーとステーションと、しつらえ等の最終調整、また、経費についても最終積算を行っている最中ではございますが、10月1日の開設予定ということが決まりましたので、本日も報告申し上げます。

(2)の地域子育て支援事業、まず、子育てひろば、こちらについては月曜から土曜、年末年始と祝日を除きまして、毎日10時から16時半の利用時間。

子育て相談室、こちらは今、区役所の2階、子ども支援課の正面のところでコーディネーターの方がいろいろ相談を受けておりますけれども、この相談をこの三番町の施設でも行ってまいります。利用時間については、月曜から金曜が10時から午後7時、土曜日については午後5時まででございます。

一時預かり保育(あい・ぼーと版)、こちらは区で行っております一時預かり保育よりも、利用日、利用時間、利用日については12月31日大みそかから三が日を除く毎日、時間帯については朝の7時半から夜の9時までと、区で現在行っているよりも利用日、利用時間を拡大してございますので、あい・ぼーと版というこの運営事業者のネーミングをつけてございます。

4番目としまして、まちプロカフェ。こちらについては、建物の1階を使って、サロンの要素と、さらにワンコインでコーヒーを出すなどしまして、さまざまな、子育て世帯以外でもさまざまな方に集っていただいて、その中から相談等につなげていくという事業で、月曜から土曜、11時から午後5時を予定してございます。

地域交流室、こちらは料金等がかからず、集うような場所、図書室的な要素を加えて、さまざまな方に利用していただける施設ということで、10時から午後4時半を予定してございます。

今、説明していきました建物の状況なんですけれども、すみません、東西南北を入れてございません。この資料の左側が道路になりまして、方角でいきますと、資料の右が南、資料の左が北側、南北逆転してございます。すみません。

1階について、左側のほう、小規模保育室とそのための調理室、右側については、サロンとカフェを兼ねましたまちプロカフェが右下でございます。

奥のほうに職員室をつくってございます。2階については、道路側の左手側、実際の方角でいきますと東になるんですけれども、こちらに一時預かりの保育室とその上側に利用者支援、子育てコーディネーターの方に行ってください相談の部屋です。左側に、真ん中がどなたでも子育ての方に来ていただいて、集っていただく子育てひろばと、左下のほうに同じような広場と、2階のこの右上のほうには、交流室、図書室を兼ねました交流室を設置してございます。

資料の説明は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

2点教えてください。これはあい・ぽーとステーションというところが全体を管理運営しているというふうに理解すればよろしいのでしょうか。要するに、例えば子育て相談室なんかも、区がやるのではなくて、あい・ぽーとがやるんだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

子育て推進課長

運営は全て、今、金丸委員がおっしゃったとおり、あい・ぽーとステーションが行ってまいります。

金丸委員

もう1点ですが、地域型保育事業で、時間に間に合わなかったような場合には、要するに親が5時までに迎えに行けなかったような場合には、この一時預かり保育のほうがかわって預かるという、そういうシステムなのでしょうか。

子育て推進課長

午後の5時を本当に大きく過ぎるような場合は、今、金丸委員がお尋ねの一時預かり保育のほうに引き継ぐような想定で、お子様をきちんと見守れるような仕組みで今、最後、調整してございます。

中川委員長

日曜日もやったださるということで。

地域交流室というのは、図書館の部分と考えてよろしいですか。

児童・家庭支援センター所長

地域交流室に関しましては、ふだんは図書室なんですけれども、地域の方との交流のイベント等も行うというような予定しております。

中川委員長

そうですか。そうするといつも行ってもいいというわけではないわけですね。

児童・家庭支援センター所長

地域交流室に関しましては、このカフェと地域交流室は登録していただきまして、地域の方、また、地域の子育て世帯の方たちはもちろんいつも、交流の場なので、登録していただいた方が利用するというようになっております。

中川委員長

そうですか。わかりました。

子育て推進課長

今のまちプロカフェと地域交流室のところ、説明をはしょってしまって大変失礼いたしました。

今、最終調整なんですけれども、委員長がお尋ねのように、不特定多数の方が常に在来ということではなくて、あくまでも子育ての支援の拠点をイメージしておりますので、会員として幅広く登録していただいた方が、1階の

カフェのところは有料で500円程度を想定していて、2階の地域交流室は今、児童・家庭支援センター所長がお答えしましたように、図書スペースとかフリーで入っていただいて、使っていただけるような、幅広く求めるんですけれども、会員登録の仕組みを考えてございます。

中川委員長

そうですね。富士見未来館に、地域交流室というのがあるんですけども、なかなかうまく利用してもらえていないところがあるので。そういう形だったらいいですね、会員制でということですよ。

ほかはいかがですか。よろしいですか。

(なし)

中川委員長  
指導課長

では、次に、指導課長より報告をお願いいたします。

それでは、学校生活アンケートの結果についてご報告いたします。

本区では、いじめの早期発見、対応のために、児童・生徒の学級内での人間関係の把握のため、今年度より小学校4年生以上に対して学校生活アンケート、ハイパーQUを実施することにいたしました。

今年度は、1回目の調査を、5月上旬から6月中旬までに各学校で実施し、その結果は学校へも送付されています。

事務局からは、長期休業へ入る前に至急手だてを打つ必要がある子どもに対しては、何らかの対応をするよう指導いたしました。

このハイパーQUですけれども、学校満足度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度の3つの調査から構成されております。

1つ目の学校満足尺度調査は、トラブルやいじめなど、不安がなく、リラックスできているかどうかを得点化した被侵害得点と、それから、自分が級友から受け入れられているかどうかを得点化した承認得点を座標化して、児童・生徒を4つのタイプに分けて理解するものでございます。

この学級満足度尺度調査により、いじめ等の早期発見や学級集団への適応感、もろもろの活動に主体的に取り組む意欲等を把握することができるなど、いじめ等以外にも、学級経営に有用であるために、今回はこの結果について報告いたします。

まず、この見方でございますが、Iの図をごらんください。4つに仕切られておりますけれども、右上のA群というところですね、つまり下の説明でいくと、Aの学級生活満足群にいる児童・生徒は、学級内の自分の居場所があって、もろもろの活動を意欲的に行っている状況の生徒です。

この群の児童・生徒に対しては、現状を維持しながら、より広い領域で活動できるような援助をすればよいと考えられます。ここには、各担任には具体的に一人一人の児童・生徒の点が入るわけですね。ですから、よりA群でも右上のほうに行けば行くほどそれが有用になっているということで、その度合いもこの分布からわかるということになります。

続いて、左上のB群というのは、侵害行為認知群にいる児童・生徒ですが、もろもろの活動には意欲的だけれども、自己中心的な面があって、トラブルが生じている可能性があるという群です。深刻ないじめを受けている可

能性もあります。

さらに、図の右下のC群、つまり非承認群にいる児童・生徒は、不安となる出来事がないかわりに、学級内でも認められることが少なく、学校生活での意欲が低下している状態の児童・生徒です。この群の児童・生徒に対しては、級友から認められているような場面の設定の工夫や、教師が見守っているよという声かけを多くする必要があるというような群です。

最後に、問題なのは、図の左下のD群、つまり学校生活不満足群にいる児童・生徒は耐えがたいじめや悪ふざけを受けている可能性があります。周りに受け入れられておらず、かつ学校生活に意欲もないことから、不登校に至る可能性も含んでいるということです。特に左のずっと遠くへ行きますと、要支援群、ここに入った生徒というのは、非常に要注意で見守っていかなければいけないという生徒になります。この群に入った場合はもう、個別の面談や早急に対応が必要であって、具体的な対応をとっていくということで、今回、夏休みに入る前に指示した生徒は、特にここに入っている子に対しては要注意をしてくれということでございます。

裏のページに参ります。

本区の校種、学年別の、小学校4年生から中3までの結果がくも形グラフと下の表の数値であらわされています。グラフでは、本区は、青のひし形で示されています。全国平均の赤の四角と比較できるようになっているということです。

また、グラフの見方としましては、縦軸の上がA群、左がD群です。上に高いほど安定してよい集団ということが言えます。横軸では、それぞれ遠くに行くほどやはりマイナス傾向が大きいということなので、両サイドに関しては余り出ないほうがいいということですね、縮んでいたほうがいいということです。上に関しては、上にできるだけ行ったほうがよりいい集団です。下も同様です。下もマイナス要因ですので、できるだけ中心から離れないほうがいいということですね。

赤が全国の平均ですので、それよりもできるだけ細長い四角になって、しかも上のほうに上がっていくという集団がよりいい集団ということが言えます。

この表は、具体的には、全部区内の小学校4年生、5年生という形でまとめてありますので、具体的な個々の傾向は出ませんけれども、各学級担任には、この個別の表も含めて、こういったクラスの傾向、自分のクラスはどういう傾向が、全国と比較して、あるかを知ることができると思います。

ここで注目していただきたいのは、おおむね本区の児童・生徒は、今言ったような理想に近い部分、全国よりも横は小さく、下は上に上がっている、上も上に突き出しているという形をとっておりますが、注目していただきたいのは、一番左上の小学校4年生ですね。ほぼ、全国と同じです。細かいところの数値は、その下の表を見ていただければいいかと思います。小学校4年生の横の列に網かけが3つあります。つまりこの部分が、ほかの学年と比

べて非常に優位性が小さいというか、中3までの中で、小学校4年生が、一番心配であるということでございます。

このような状況の中で、各学校にそれぞれ個票が行っておりますので、ある学校では、例えば5年生のあるクラスは心配な傾向があるというような状況が、それぞれ各学級、学年ごとにつかむことができますので、それをもとに各学級担任が指導を行っております。また、その指導を行った内容は、5月の生活指導主任会及び6月の校園長会等で調査の仕方や分析方法を専門家から指導を受けておりますので、長期休業中に、校内での情報共有及び具体的な手だてが検討される予定でございます。

また、その結果につきましては、10月以降の生活指導主任会等で、報告を求め、教育委員会としても、区内の学校の状況把握に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

中川委員長

ありがとうございました。

この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

質問は2点あります。1つは、ポイントというのはパーセンテージということでしょうか。

統括指導主事

指標化をしております、その中で、このテストの固有の中で示されるポイント。

金丸委員

ということは、パーセントとは違うんですね。

もう一つ、この表を見ると、学級生活満足群の正反対に学級生活不満足群が来たほうが何かしっくり来るんですけども。これのつくり方というものも特別な意味があるんですか。

統括指導主事

すみません。これについては、A、B、C、Dとい区分がございましたのでその順番のとおり、A、B、C、Dというふうにつくりました。

金丸委員

イメージ的には、非承認群と侵害行為認知群というものも正反対の感じがするもんですからね。どうもそういう形のほうがわかりやすいのかなと思っただけでも、何か特別に意味があるかなと実は思っ。

統括指導主事

このA、B、C、Dをどういう順番であらわすかといったときに、このような形でお示しました。

中川委員長

満足群と不満足群がどういうふう違うかというのが明らかにわかるようにしたほうがいいということですよ。

金丸委員

いや、これでもわかるんですけども、その理屈がわかるともって、これを読んだときにすっきり入るかなと思っ、質問しました。

中川委員長

確かにそういう点はありますね。

統括指導主事

すみません、1個訂正してもよろしいでしょうか。

先ほど金丸委員からご質問いただいた、例えば42とか39は何ですかというところですが、これは全体に対する、おっしゃるとおり、パーセンテージです。ですから、全体に対して何%いるかということですよ、すみません、訂正

します。

中川委員長  
金丸委員

パーセンテージ。100になりますか、これ。

もう1点だけ。例えばA群、B群、C群、D群というのは、ポイントで落とすときに、散らばるものなんですか。それとももう、1カ所に全部そろえるものなんですか。要するに、例えばA群ではあるけれども、限りなくB群に近いところというようなことがあるかどうか。

指導課長

児童・生徒は、いろんなところに散らばっていますので、当然、同じ群にいても、個々の児童・生徒はいろんな場所に点在することになります。

金丸委員

ということは、遠くに行かないものもあるという。簡単に言うと、Aでも、Bでも、Cでも、Dでもない、真ん中にちょうど、そういう人もいるということですね。

統括指導主事  
指導課長

ただ、ゼロのところはちょっとないのでないです。

ただ、この結果の表は、C群に入れば、他の群との間際でもC群の1人に数えてしまいますので、パーセント表示のみです。そうした部分の詳細はわかりません。それは個々の担任が、一人一人の資料を見て、どこにいるのかというのを把握して指導を行います。

中川委員長

これはパーセンテージとおっしゃいましたが、100に必ずしもなっていないのは、四捨五入の関係ですか。

統括指導主事  
中川委員長

だろうと思われま。

はい、わかりました。

ほかはよろしいですか。

(なし)

中川委員長

では、次、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告をお願いいたします。

指導課長

それでは、いじめ、不登校、適応指導教室の6月の状況についてご報告いたします。

まず、いじめについて、今月は6件の報告となっています。小学校が5件、中学校が1件です。うち2件が今月新たに報告された案件でございます。小学校6年生と中2です。

小学校の案件は、ふれあい月間のアンケートがきっかけで発覚いたしました。現在、解消に向けて取り組み中でございます。中学校の案件は、昨年度一旦解消となった生徒でございましたが、別の生徒からの被害を訴えております。こちらもケース会を開く等行って、対応をしております。

次に、不登校についての報告です。今月は前月より7件ふえまして、合計19件の報告です。内訳は、小学校4件、中学校・中等教育学校前期課程で13件、中等教育学校の後期課程で2件となっております。

最後に、適応指導教室の利用者です。今月は正式入級者5名です。先月まで体験入室だった小学校女子児童1名が正式に入室になりましたので、1名増加し、5名となりました。

特に大きな案件は今のところございません。現在まだ対応中ございま

す。

報告は以上です。

中川委員長 この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員 金丸委員。

金丸委員 不登校者数のところを見ると、中・中等の2年生で、一気に4件ふえていますでしょ。4件ふえているのは何か特別な理由があるんでしょうか。それとも全然個々に違う理由なんでしょうか。

指導課長 この時期は、また、カウントがゼロになって、順番、ふえていって、急激に人数がふえるところなので、特に特徴のある傾向でということではなくて、これまで不登校傾向だった子が、30日を超えたという形で4件になりました。

中川委員長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょうか。

(な し)

中川委員長 それでは、次に行きたいと思います。

### ◎日程第3 その他

#### 子ども総務課

##### (1) 教育委員会行事予定表

##### (2) 広報千代田(8月5日号、8月20日号)掲載事項

中川委員長 その他、報告事項に入ります。

子ども総務課長 子ども総務課長より報告をお願いいたします。

子ども総務課長 それでは、その他事項といたしまして、子ども総務課から2件、教育委員会行事予定、それから広報千代田、8月5日号、それから8月20日号の掲載事項でございます。

こちらについては、例会どおりでございますので、資料をごらんいただきたいと思っております。

こちらが教育委員会の行事予定表、続きまして、こちらが広報千代田の掲載事項、8月5日号でございます。続きまして、こちらが広報千代田、8月20日号になります。

ご説明につきましては以上です。

中川委員長 この件に関しましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(な し)

中川委員長 それでは、次に移りたいと思います。

それでは、先ほど日程の最後にしました協議、平成29年度使用中等教育学校(後期課程)教科用図書採択と、平成29年度使用特別支援学級用教科用図書採択の議事に入りたいと思っておりますが、その前に、次回の教育委員会の開催日につきまして確認させていただきます。

次回8月9日の定例会は休会とし、8月23日に開会することといたしま

す。

ということで、ここからの案件は非公開となります。